



2020年11月26日 NITE ( ナ イ ト )

独立行政法人製品評価技術基盤機構

# 衣類や布団などの可燃物の接触に注意! ~暖房器具による火災を防ぐ~

# 1. 事故の発生状況

2010 年度から 2019 年度までの 10 年間に NITE に通知された製品事故情報 $^{*1}$  のうち、北陸 3 県(富山県、石川県及び福井県)で暖房器具の火災事故は 59 件 $^{*2}$  ありました。

(1) 県別の年度別事故発生件数 (表 1)

表 1 暖房器具事故の県別の年度別事故発生件数(2010~2019年度)

発生年度		富山県	石川県	福井県	合計
2010年度		4	4	1	9
2011	2011年度		6	2	10
2012年度		3	1	0	4
2013年度		5	4	0	9
2014年度		2	3	2	7
2015 年度		1	2	1	4
2016	2016 年度		0	2	3
2017 年度		2	0	2	4
2018	2018 年度		1	1	5
2019	2019 年度		1	2	4
合 計	事故件数	24	22	13	59
	火災件数	[24]	[22]	[13]	[59]

<sup>(※1)</sup> 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含む。

<sup>(※2)</sup> 重複、対象外情報を除いた事故発生件数



## (2) 県別の被害状況別事故発生件数 (表 2)

表 2 暖房器具事故の県別の被害状況別事故発生件数(2010~2019年度)※3

被害状況		富山県	石川県	福井県	合計
人的被害	死亡	5	2	2	9
	重傷	0	0	0	0
	軽傷	6	2	0	8
物的被害	拡大被害	11	16	9	36
	製品破損	2	2	2	6
被害なし		0	0	0	0
合 計		24	22	13	59

(※3) 表 2 において人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、 物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)に留まらず、周囲の製品や建物など にも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

# 2. 暖房器具事故の主な事例

- ○電気ストーブの長期使用により火災に至った事故
- 2010年6月(石川県、女性、80歳代、拡大被害)

## 【事故の内容】

電気ストーブ及び周辺を焼損する事故が発生した。

## 【事故の原因】

電気ストーブを長期使用(約37年)していたことにより、電源コードの芯線が半断線となり、 スパークが生じて、出火に至ったものと考えられる。

〇電気ストーブのコードが無理に折り曲げられた状態で使用されていたため火災に至った事故・2011年2月(富山県、性別年齢不明、製品破損)

# 【事故の内容】

電気ストーブを使用中、異常に気付き確認すると、電源コード部から出火する火災が発生して おり、電気ストーブが焼損した。

#### 【事故の原因】

電気ストーブのコードプロテクター端部で繰り返し屈曲又は曲がった状態での張力が加わったため、コード内部の芯線が断線し、スパークが生じ、火災に至ったものと考えられる。なお、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたりしない」旨、記載されていた。

- ○蓄熱式暖房機の前面に可燃物が置かれた状態で使用したため火災に至った事故
- 2019 年 1 月 (石川県、男性、90 歳代、拡大被害)

# 【事故の内容】

蓄熱式暖房機を使用中、外出し戻ったところ、異臭がしたため確認すると、蓄熱式暖房機及び 周辺が焼損する火災が発生していた

### 【事故の原因】

マットレスが蓄熱式暖房機の温風吹出口を塞ぐように置かれていたため、本体の表面温度が高温となり、マットレスが過熱され、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体



表示には「温風吹出口の近くに暖気をさえぎる物を置かない。」「洗濯物の乾燥など暖房器以外の用途に使用しない。」旨、記載されていた。

〇石油ファンヒーターのカートリッジタンクに給油後、口金が外れ灯油が漏れ火災に至った事故・2011年3月(石川県、女性、60歳代、軽傷)

## 【事故の内容】

石油ファンヒーターを消火せずにカートリッジタンクに給油し、タンクを本体にセットしようとしたところ、漏れた灯油にヒーターの炎が引火し、火傷を負った。

## 【事故の原因】

石油ファンヒーターを消火せずにカートリッジタンクに給油をしたところ、カートリッジタンクの口金を確実に閉めなかったため、本体にセットしようとした際に、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと考えられる。なお、取扱説明書及び本体に、「給油時には消火する」、「口金を確実に閉め、油漏れがないことを確認する」旨の注意表示が記載されていた。

- 〇石油ストーブに誤ってガソリンを給油したため火災に至った事故
- ・2019年1月(石川県、男性、90歳代、拡大被害)

## 【事故の内容】

石油ストーブの点火動作を繰り返していたところ、異常燃焼し、周辺を焼損した。

## 【事故の原因】

石油ストーブのカートリッジタンク内に残留していた油からガソリン成分が検出されたことから、被害者がガソリンを誤給油したため、点火動作時の火種が油受皿やしんから揮発したガソリンに引火し、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと考えられる。なお、取扱説明書には、「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されていた。

(本件に関する問い合わせ先) 〒920-0024 石川県金沢市西念 3-4-1 独立行政法人製品評価技術基盤機構 北陸支所 担当者 樋口、塚谷

電話:076-231-0435